



隠岐の島町中小企業・ 小規模企業振興計画

平成30(2018)年 11月



目次

はじめに	P. 1
1. 基本的な考え方	P. 2
2. 計画の体系	P. 3
3. 具体的施策と目標数値	P. 4
4. 事業推進体制及び役割	P. 9
5. 資料	
1) 計画策定の経過及びメンバー	P. 11
2) 隠岐の島町中小企業・小規模企業振興基本条例	P. 12
3) 隠岐の島町中小企業・小規模企業振興会議設置要綱	P. 15
4) 各種統計資料	P. 17

はじめに



町内事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業は、これまで、本町の経済を根底から支え、その発展に寄与するとともに、雇用やにぎわいを創出し、町民生活の安定及び向上に重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、深刻な人口減少や経済のグローバル化等の社会情勢の大きな変化に伴い、事業活動を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。

そのような中で、誰もが安心して暮らせ、「将来にわたり住み続けたい」と実感できるまちづくりを進めていくためには、中小企業・小規模企業の成長と持続的な発展が不可欠であり、町、事業者、地域経済団体及び町民が連携・協働し、中小企業・小規模企業の振興に向けた取り組みを進めていくことが重要です。

そこで本町では、中小企業・小規模企業の振興に関して町、事業者、地域経済団体及び町民の役割とあり方について明らかにした「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興基本条例」（以下、「基本条例」という。）を平成29（2017）年3月に制定しました。

「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興計画」（以下、「本計画」という。）は、この基本条例に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

今後、本計画に基づき着実に施策を実施し、町内中小企業・小規模企業の振興及び活力と魅力ある町の実現を目指します。

中小企業・小規模企業の定義（中小企業基本法による）

業 種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金額または 出資総額	従業員数	従業員数
製造業・建設業 運輸業・その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
小売業	5,000万円以下	50人以下	

1. 基本的な考え方



1) 計画策定の趣旨

本計画は、中小企業・小規模企業の振興に関し必要な施策や目標を定めた計画とします。

なお、施策の推進にあたっては、基本条例第4条に定める「基本方針」に基づき、中小企業・小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、各関係機関との連携を図りながら、町、事業者、地域経済団体及び町民が協働して推進していくものとします。

2) 計画の位置づけ

本町では、町の最上位計画として「隠岐の島町総合振興計画」（計画期間：平成20（2008）年度～平成31（2019）年度）を策定しています。その他にも、観光振興や農林業振興等の各種振興計画や、平成27（2015）年には「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各種事業に取り組んでいます。

本計画は、「隠岐の島町総合振興計画」において示されている方針や方向性を踏まえた産業全般を対象範囲とする計画とし、既存の各種計画との関連性、整合性を保ちながら取り組みを推進していきます。

3) 計画期間

平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や経済等の変化に応じて、適宜必要な見直しを行うこととします。

4) 評価・検証

本計画を着実に実施するために、基本方針と評価指標をもとに、PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）サイクルの視点で、施策・事業の評価・検証を毎年度行い、公表します。

また、実施状況の確認や効果検証をもとに、必要に応じて本計画を改訂し、事業の見直しなどを実施します。

なお、実施状況の確認や効果検証にあたっては、適宜「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興会議」の意見を求めるものとします。

※P.4～の目標数値について

特に記載のない限り、現状値は2017年度、目標値は2023年度に設定しています。

2. 計画の体系



本計画では、基本条例第4条に示した8つの基本方針ごとに重点課題を設定し、各種施策を展開します。

	基本方針	重点課題及びその対策
1	経営の安定及び革新並びに経営基盤の整備を図ること	地元事業者の売上向上 ①施設・設備の更新及び新規導入の促進 ②消費者ニーズへの対応 ③消費者の理解・協力の促進 ④島外からの誘客促進
2	人材確保及び育成並びに雇用の安定を図ること	人材確保及び育成への対応 ①労働条件・雇用環境の向上 ②若者の町内就業の促進 ③町外の人材確保の促進 ④その他
3	新事業の創出及び創業の促進を図ること	(1) 開業場所の確保及び開業ノウハウの習得 ①西郷港周辺エリアの有効活用 ②開業を促進する環境の整備 ③経営知識の習得促進 (2) 事業承継への対応 ・後継者の確保及び育成の促進
4	町の観光資源を始めとする地域資源を整備・活用し、町の魅力を島内外に広く発信する事業活動の推進を図ること	地域資源の活用の促進 ①地域資源の整備・活用 ②地域資源についての認識向上
5	資金調達の円滑化を図ること	多様なメニューの有効活用 ・情報発信・周知の促進
6	事業者と関係機関との連携及び事業者相互の連携の促進を図ること	組織間の連携強化 ・行政と事業者の意見交換の促進
7	事業活動の推進に関する情報の提供及び発信を図ること	積極的な情報発信及び情報収集 ・時代に合った手法による情報発信・収集の促進
8	学校教育における勤労観及び職業観の醸成を図ること	ふるさと教育とキャリア教育の推進 ・地元の産業に触れる機会の創出

3. 具体的施策と目標数値



基本方針 1

経営の安定及び革新並びに経営基盤の整備を図ること

重点課題 地元事業者の売上向上

● 対策

- ① 施設・設備の更新及び新規導入の促進
 - ・設備投資への税制優遇及び補助事業活用の促進
- ② 消費者ニーズへの対応
 - ・消費者が利用しやすい店舗等の改善の促進
 - ・消費者ニーズに合ったサービスや商品の提供に向けた改善の促進
 - ・地域公共交通会議との連携強化（高齢者等の交通弱者への支援など）
- ③ 消費者の理解・協力の促進
 - ・地元産品・商品・サービスの購入及び利用の啓発促進
 - ・町内事業所の役割や重要性について地域全体で考える機会の創出
- ④ 島外からの誘客促進
 - ・運賃低廉化の対象拡大への働きかけ

● 目標数値

評価指標	現状値	目標値
先端設備等導入促進計画の認定件数※1	0件	15件 (5年間累計)
買い物の町内購買率※2	80.7% (2016年度)	85% (2022年度)

【データ出典】

※1…隠岐の島町の認定件数

※2…島根県商勢圏実態調査（食料品、衣料品・身回品、日用雑貨品、文化品の合計）

重点課題 人材確保及び育成への対応

● 対策

① 労働条件・雇用環境の向上

- ・働き方改革に関する取り組みの推進
- ・社会保険の加入促進（公共事業における必須要件化など）

② 若者の町内就業の促進

- ・各種産業の活性化による若者の雇用の場の確保
- ・学生の保護者への求人・企業等の情報提供
- ・ジョブフェア（中・高生向け合同企業説明会）の継続実施
- ・高校の進路指導担当者との連携強化

③ 町外の人材確保の促進

- ・U I ターン促進施策の強化（専門窓口の設置、就労支援、居住場所の確保、移住に関する各種情報発信など）
- ・町内の事業所や求人に関する情報発信の強化
- ・町外からの労働者の受入れ支援

④ その他

- ・異業種間での人材の有効活用に向けた仕組みづくりの支援
- ・雇用対策協議会（仮称）の設立及び活性化
- ・シルバー人材センターへの支援
- ・専門的な知識やノウハウを持った人材の確保・育成支援
- ・町外での資格免許取得に対する支援

● 目標数値

評価指標	現状値	目標値
高卒就職者の内、町内事業所への就職率※3	39.5% (5年間平均)	50% (5年間平均)
町内へのU I ターン者数※4	227人	1,500人 (5年間累計)

【データ出典】

※3…町内の県立3校への聞き取り調査

※4…隠岐の島町独自集計

重点課題① 開業場所の確保及び開業ノウハウの習得

● 対策

- ① 西郷港周辺エリアの有効活用
 - ・ 西郷港周辺の活性化計画等の策定及び再開発
 - ・ 宿泊施設や食事場所の不足解消に向けての支援
- ② 開業を促進する環境の整備
 - ・ 空き家・空きテナントの有効活用の促進（空き家・空きテナントを利用した開業、チャレンジショップやイベント開催など）
 - ・ 開業に伴う補助金や税制優遇などの支援
- ③ 経営知識の習得促進
 - ・ 各種創業関連セミナーの開催支援
 - ・ 各種相談窓口の周知、案内の促進

● 目標数値

評価指標	現状値	目標値
町内での開業数※5	56事業者 (5年間累計)	60事業者 (5年間累計)

【データ出典】 ※5…隠岐の島町商工会調べ

重点課題② 事業承継への対応

● 対策

後継者の確保及び育成の促進

- ・ 各種事業承継関連セミナーの開催支援
- ・ 各種相談窓口の周知、案内の促進
- ・ 事業承継に伴う補助金や税制優遇などの支援

● 目標数値

評価指標	現状値	目標値
事業承継関連セミナー参加者数※6	31人	170人 (5年間累計)
町内廃業率※7	1.4% (5年間平均)	1% (5年間平均)

【データ出典】

※6…町内で実施されるセミナー参加者数

※7…隠岐の島町商工会調べ（廃業企業数÷年度当初商工業者総数）

町の観光資源を始めとする地域資源を整備・活用し、町の魅力を島内外に広く発信する事業活動の推進を図ること

重点課題 地域資源の活用の促進

● 対策

① 地域資源の整備・活用

- ・ 地域資源を活用したブランド品の開発促進
- ・ 町内製品の流通体制の改善（鮮魚保管施設等）
- ・ 地域資源の活用に関する補助事業や相談窓口の情報発信
- ・ 商工業者や関連組織との連携強化（情報交換など）

② 地域資源についての認識向上

- ・ 町の観光資源（名所、文化財等）や特産物の魅力への理解促進（町内会・サークル・企業等の小ユニット単位での勉強会の開催、専門的な研究者の誘致など）
- ・ 地域資源の活用事例の情報発信

● 目標数値

評価指標	現状値	目標値
ブランド化された町産品数※8	累計1件	累計10件

【データ出典】

※8…「隠岐の島町ブランド産品認証委員会」における認証数

資金調達の円滑化を図ること

重点課題 多様なメニューの有効活用

● 対策

情報発信・周知の促進

- ・ 適切な相談窓口の案内及び情報発信

基本方針
6

事業者と関係機関との連携及び事業者相互の連携の促進を図ること

重点課題 組織間の連携強化

● 対策

行政と事業者の意見交換の促進

- ・ 隠岐の島町中小企業・小規模企業振興会議の活性化
- ・ 既存組織（同業者組合や商工会部会）との連携による情報交換や問題意識の共有

基本方針
7

事業活動の推進に関する情報の提供及び発信を図ること

重点課題 積極的な情報発信及び情報収集

● 対策

時代に合った手法による情報発信・収集の促進

- ・ 事業所のホームページ作成及び内容充実の支援
- ・ SNSの積極的な活用推進

基本方針
8

学校教育における勤労観及び職業観の醸成を図ること

重点課題 ふるさと教育とキャリア教育の推進

● 対策

地元の産業に触れる機会の創出

- ・ 職場・職業体験事業の推進
- ・ ジョブフェア（中・高生向け合同企業説明会）の継続開催
- ・ 育てる側（教師や保護者）の学ぶ機会の充実、外部講師による講話・交流の促進

4. 事業推進体制及び役割



中小企業・小規模企業の振興のためには、それぞれが自己の役割を自覚しながら、各種取り組みを推進していくことが重要です。

1) 隠岐の島町

本計画に掲げた施策を着実に実施するため、必要な制度の整備や予算措置を行うとともに、町内中小企業・小規模企業、隠岐の島町商工会、地域金融機関、その他の関係機関と連携・協力して取り組んでいきます。

2) 中小企業・小規模企業

中小企業・小規模企業は、企業自らの創意工夫及び自主的な努力による経営の改善及び向上を前提として、積極的な情報発信・情報収集を行い、経営環境や顧客ニーズの変化に応じて、常に商品・サービスの品質向上に努めることとします。

また、積極的な求人活動や雇用の安定を図るとともに、人材の育成や雇用環境の充実を図り、従業員が働きやすい職場づくりや、町産品や町内で提供されるサービスの利活用に努め、さらには、地域社会との調和及び地域社会への貢献に努めることとします。その実現に向けて、町を初め、他の事業者や地域経済団体等との連携を深め、町全体の経済振興を担っていくこととします。

3) 隠岐の島町商工会

町内事業者にも最も身近な専門家として、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善の支援に積極的に取り組むことのほか、組織力を生かした事業者間の連携強化に努めることとします。

4) 地域金融機関

円滑な資金供給や経営相談等を通して、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善の支援に積極的に取り組むよう努めることとします。

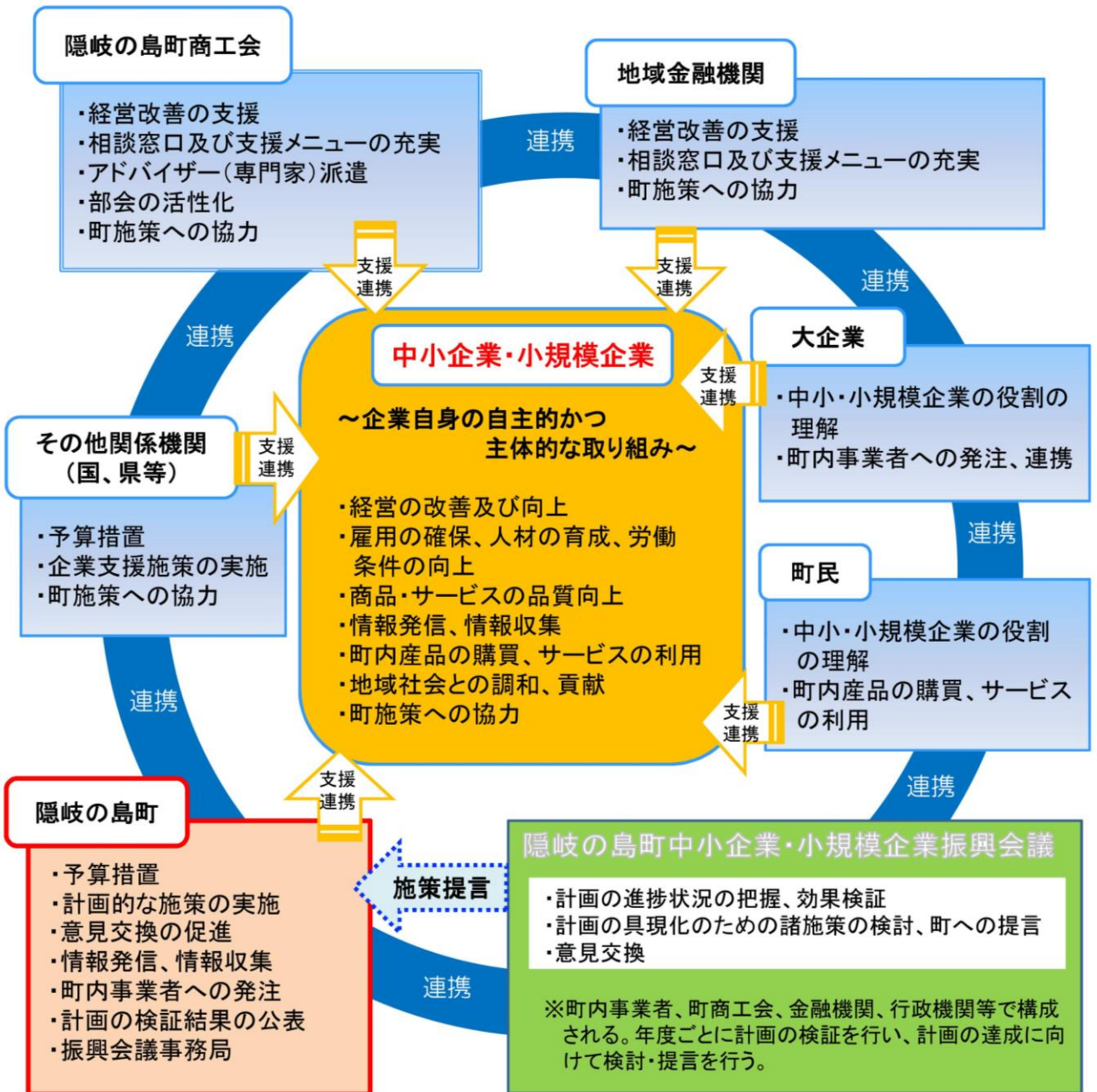
5) 大企業

中小企業・小規模企業の振興が本町の経済発展に重要な役割を果たすことを認識し、中小企業・小規模企業との連携に努めることとします。

6) 町民

中小企業・小規模企業の振興が町民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、町産品の購買や町内で提供されるサービスの利用に努める等、中小企業・小規模企業の発展への協力を努めることとします。

< 事業推進体制イメージ図 >



5. 資料



1) 計画策定の経過及びメンバー

本計画の策定にあたっては、中小企業・小規模企業、地域経済団体及びその他関係機関の意見を聞く場として、「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興会議」を設置し、以下のとおり会議を開催しました。

開催日		会議	
平成30年 (2018年)	6月15日	第1回	振興会議
	7月 6日	第2回	振興会議
	7月25日	第3回	振興会議
	8月 9日	第4回	振興会議
	9月21日	第5回	振興会議
	10月25日 ～11月 7日	パブリックコメント実施	

< 振興会議委員 >

	氏名	所属	役職	区分
会長	佐々木 雅秀	隠岐の島づくり(株)	代表取締役	経営者
副会長	谷田 晃	京見屋分店	代表	経営者
	池田 明生	(有)池田材木店	代表取締役	経営者
	吉崎 英一郎	(株)吉崎工務店	専務取締役	経営者
	毛利 彰	隠岐酒造(株)	代表取締役	経営者
	小泉 禎	(有)みなとタクシー	取締役	経営者
	上野 康	(株)山陰合同銀行 西郷支店	支店長	金融機関
	三代 尚晃	(株)島根銀行 西郷支店	支店長	金融機関
	齋藤 福昌	隠岐の島町商工会	事務局長	支援団体
	藤田 千鶴	ビオ ふじた	代表	その他
	水谷 守	島根県 隠岐支庁 県民局 地域振興課	課長	関係行政 機関
	佐々木 千明	隠岐の島町 地域振興課	課長	町職員

2) 隠岐の島町中小企業・小規模企業振興基本条例

(平成29年隠岐の島町条例第16号)

(前文)

町内事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業は、これまで、町の経済を根底から支え、その発展に寄与するとともに、雇用やにぎわいを創出し、町民生活の安定及び向上に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、深刻な人口減少、少子高齢化及び事業者間競争の激化等に伴い、事業活動を取り巻く環境は大きく変化し、厳しくなっている。そのような中で、誰もが安心して暮らせ、「将来にわたり住み続けたい」と実感できるまちづくりを進めていくためには、中小企業・小規模企業の成長と持続的な発展が不可欠であり、町、事業者、地域経済団体等及び町民が、連携・協働して中小企業・小規模企業の振興に向けた取り組みを進めていくことが重要である。よってここに、町、事業者、地域経済団体等及び町民の役割とあり方について明らかにし、中小企業・小規模企業の振興と活力と魅力ある町の実現を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、町の責務、事業者、地域経済団体等及び町民の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって中小企業・小規模企業の成長及び持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 大企業者とは、中小企業者・小規模企業者以外の事業者（金融機関を除く。）であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(4) 地域経済団体等とは、商工会、銀行その他金融機関、協同組合、その他経済活動の発展に寄与する団体及びこれらに準ずる団体であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者・小規模企業者による自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ推進されなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、推進されなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興は、国、県その他関係機関（以下「国等」という。）との連携を図りながら、町、事業者、地域経済団体等及び町民が協働して推進されなければならない。

（基本方針）

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営の安定及び革新並びに経営基盤の整備を図ること
- (2) 人材確保及び育成並びに雇用の安定を図ること
- (3) 新事業の創出及び創業の促進を図ること
- (4) 町の観光資源を始めとする地域資源を整備・活用し、町の魅力を島内外に広く発信する事業活動の推進を図ること

(5) 資金調達の円滑化を図ること

(6) 事業者と関係機関との連携及び事業者相互の連携の促進を図ること

(7) 事業活動の推進に関する情報の提供及び発信を図ること

(8) 学校教育における勤労観及び職業観の醸成を図ること

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（町の責務）

第5条 町は、事業者、地域経済団体等及び町民の理解と協力を得ながら、前条の基本方針に基づく、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 町は、前項の規定に基づく施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者・小規模企業者、地域経済団体等及びその他関係機関の意見を反映させるため、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るものとする。

3 町は、第1項の施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるとともに、国等との連携及び協力に努めるものとし、必要に応じて国等に対し施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

4 町は、工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めるものとする。

（中小企業者・小規模企業者の役割）

第6条 中小企業者・小規模企業者は、経済的及び社会的環境変化に応じて、自主的に経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者・小規模企業者は、雇用の安定を図るとともに、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがい及び働きがいを得ることができる職場づくりに自主的に努めるものとする。

3 中小企業者・小規模企業者は、他の事業者、地域経済団体等との連携を深めるとともに、町内で生産、製造又は加工される産品（以下「町産品」という。）及び町内で提供される役務の利活用に努めるものとする。

4 中小企業者・小規模企業者は、基本方針に基づく町の施策に協力するよう努めるものとする。

5 中小企業者・小規模企業者は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、中小企業・小規模企業の振興が町の経済活動の発展に重要な役割を果たすことを認識し、中小企業者・小規模企業者との連携を図るとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域経済団体等の役割)

第8条 地域経済団体等は、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善の支援に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第9条 町民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備等、町民生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、町産品の購買及び町内で提供される役務の利用に努めるものとする。

(施策の実施状況の検証・公表)

第10条 町長は、毎年度、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況を検証し、公表するものとする。

2 町長は、前項の検証に当たっては、中小企業者、小規模企業者、地域経済団体等その他関係機関の意見を聴くものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

3) 隠岐の島町中小企業・小規模企業振興会議設置要綱

(平成30年隠岐の島町告示第48号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、隠岐の島町中小企業・小規模企業振興基本条例（平成29年隠岐の島町条例第16号。以下「振興条例」という。）第1条に規定する目的を達成するため、中小企業者・小規模企業者、地域経済団体等及びその他の関係機関と行政との情報及び意見交換の場として設置する、隠岐の島町中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 振興会議は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議する。

- (1) 町内の商工業の振興に関する計画（以下「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 隠岐の島町中小企業・小規模企業振興計画に基づく施策の実施状況の検証に関すること。
- (3) その他振興条例の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 振興会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町内中小企業・小規模企業の経営者
- (2) 金融機関等の代表者
- (3) 中小企業・小規模企業支援団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 町の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 振興会議に会長及び副会長を各1名置くものとする。

2 会長および副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は振興会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 振興会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 振興会議は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(報償費及び費用弁償)

第7条 振興会議の委員に報償費及び費用弁償を支給することができる。

2 報償費及び費用弁償の額並びにその支給方法は、隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年隠岐の島町条例第44号）を準用する。

（事務局および振興会議の庶務）

第8条 事務局は隠岐の島町商工観光課および隠岐の島町商工会に置くものとし、振興会議の庶務は隠岐の島町商工観光課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

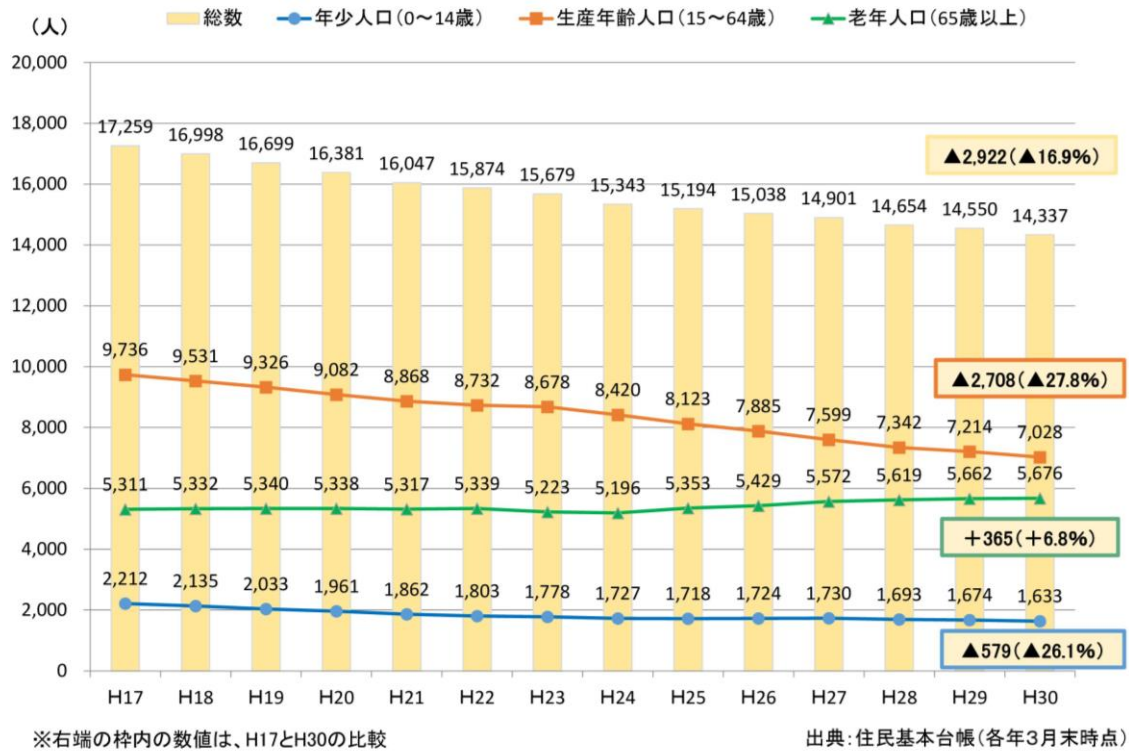
1 この要綱は、平成30年5月21日から施行する。

（経過措置）

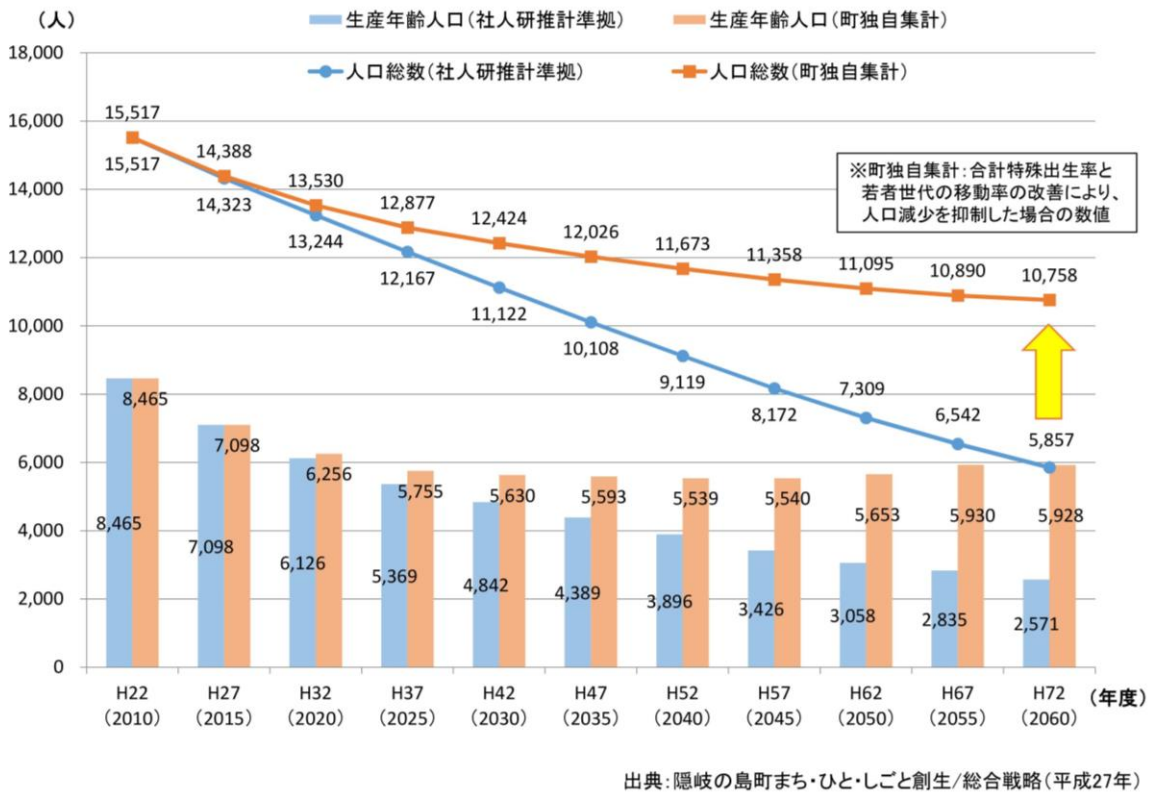
2 この要綱施行後、最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年度末までとする。

4) 各種統計資料 ※特に記載のない限り、隠岐の島町についての統計データを掲載しています。

1) 年齢別人口の推移

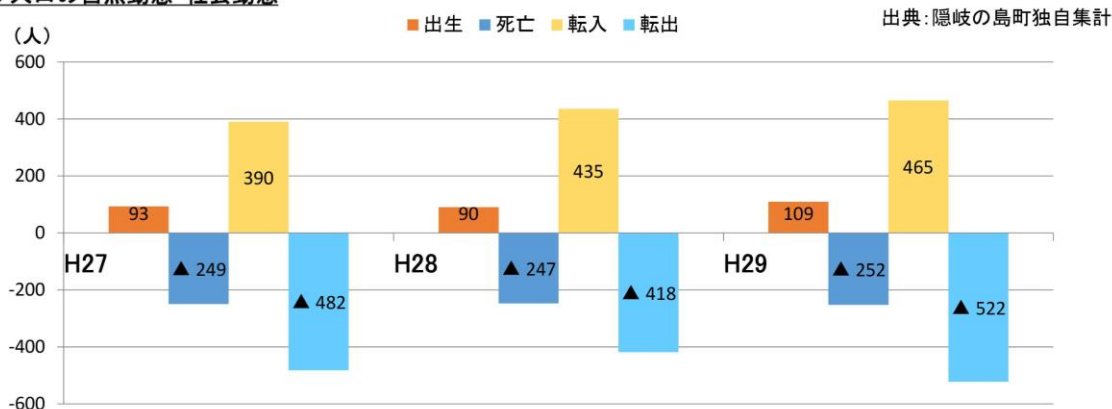


2) 人口の長期的な見通し



3) 人口動態と高齢化率・出生数

◆人口の自然動態・社会動態



◆高齢化率(H30.4.1時点)

出典: 住民基本台帳

地区	65歳以上人口	全体人口	高齢化率
西郷	4,072人	10,602人	38.4%
布施	181人	341人	53.1%
都万	702人	1,643人	39.6%
五箇	721人	1,751人	41.2%
合計	5,676人	14,337人	39.6%

◆出生数(年度別)

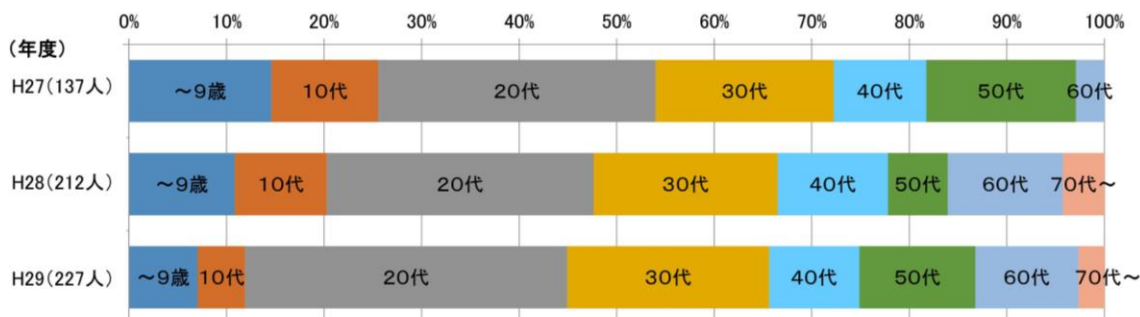
出典: 隠岐の島町独自集計

H26	H27	H28	H29
114人	100人	93人	109人

4) 移住者の状況

◆UIターナーの年齢構成

(※H27年度UIターナー者数は集計方法が異なるため参考値)



◆UIターナー 転入元ランキング(H27~H29年度合計)

1位	島根県	193人	6位	岡山県	26人
2位	大阪府	77人	7位	広島県	25人
3位	兵庫県	40人	8位	神奈川県	18人
4位	鳥取県	38人	9位	愛知県	17人
5位	東京都	29人	10位	福岡県	15人

出典: 隠岐の島町独自集計

5) 中小企業・小規模企業

◆中小企業・小規模企業の定義(中小企業基本法)

業種	中小企業者(以下のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金額又は出資総額	従業員数	従業員数
製造業・建設業・運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

◆隠岐の島町内事業者数(H30.4.1時点)

事業者区分	事業者数
中小企業者	51(4.7%)
小規模企業者	1,043(95.3%)
その他(大企業)	0
合計	1,094

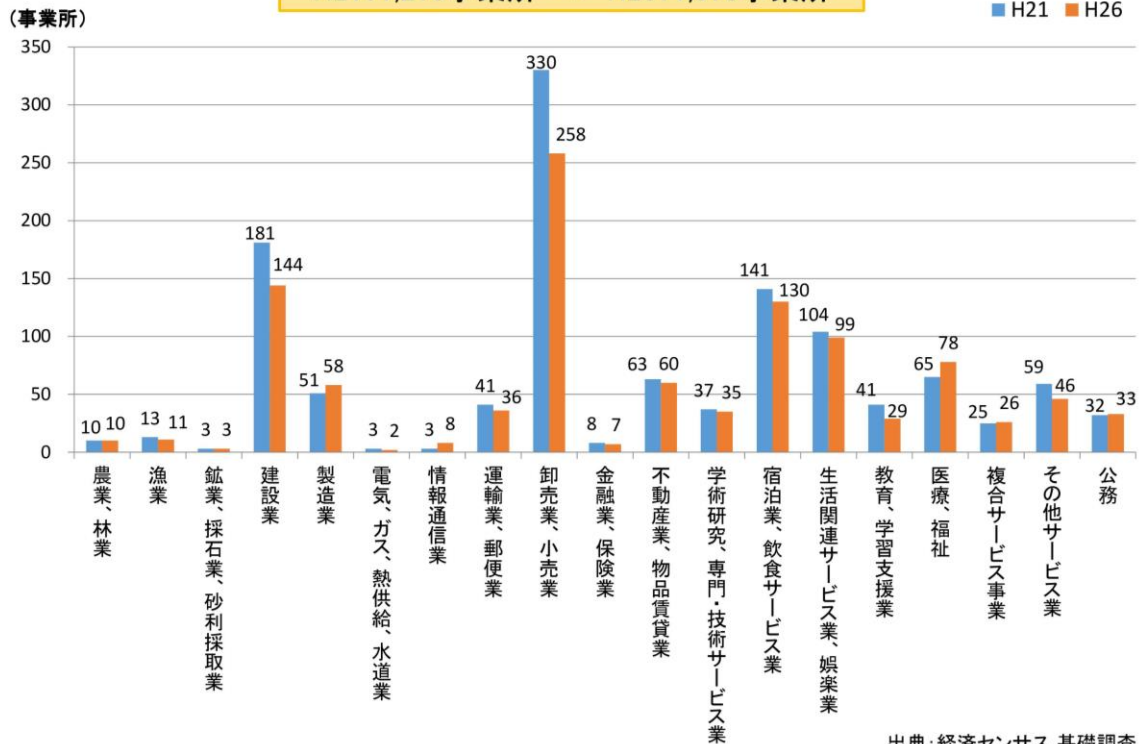
出典:隠岐の島町商工会集計

◆隠岐の島町商工会 会員数(H30.4.1時点)

会員数	611事業所
組織率	53.5%

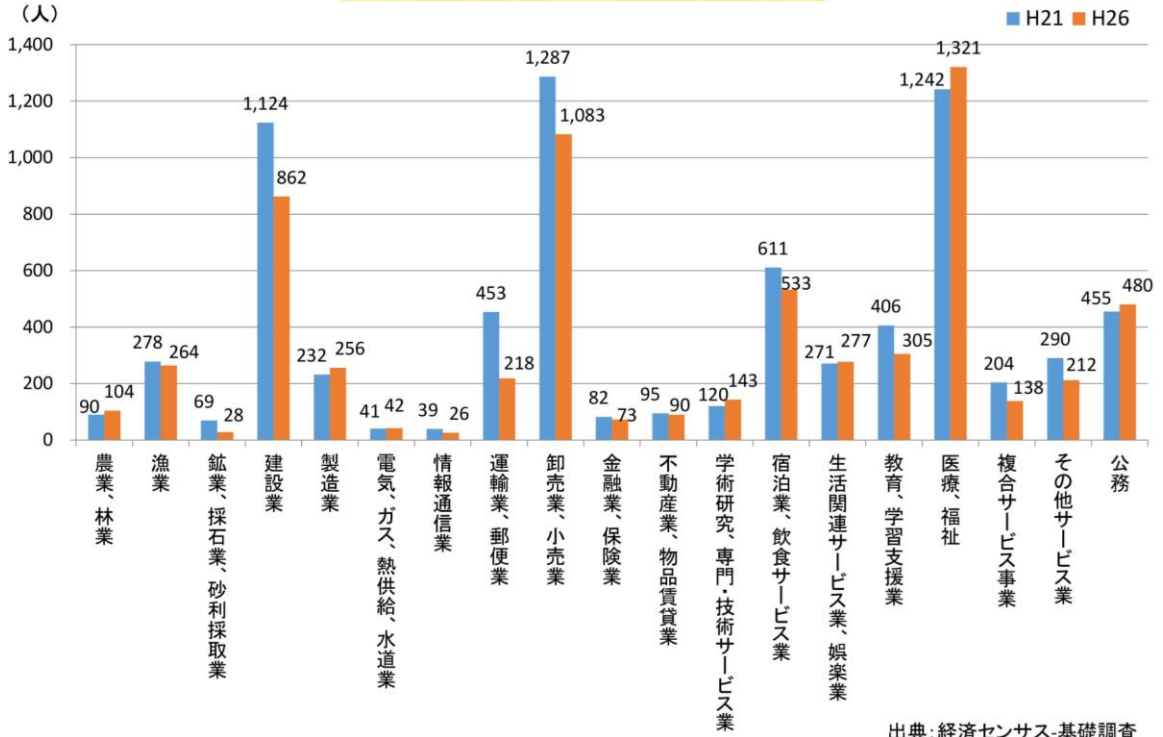
6) 業種別事業所数

H21:1,210事業所 ⇒ H26:1,073事業所



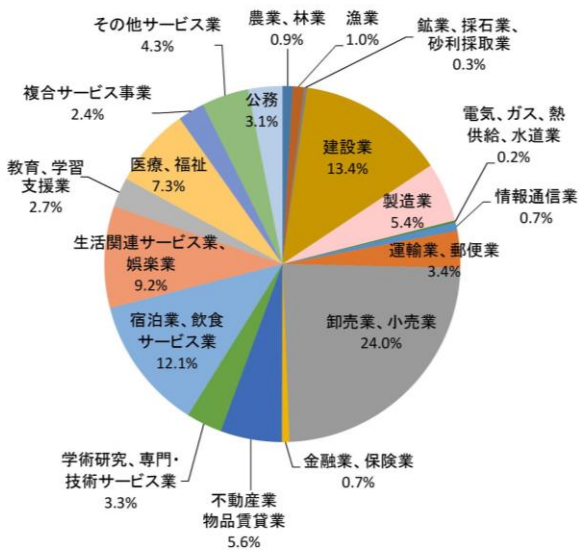
7) 業種別従業者数

H21:7,389人 ⇒ H26:6,455人

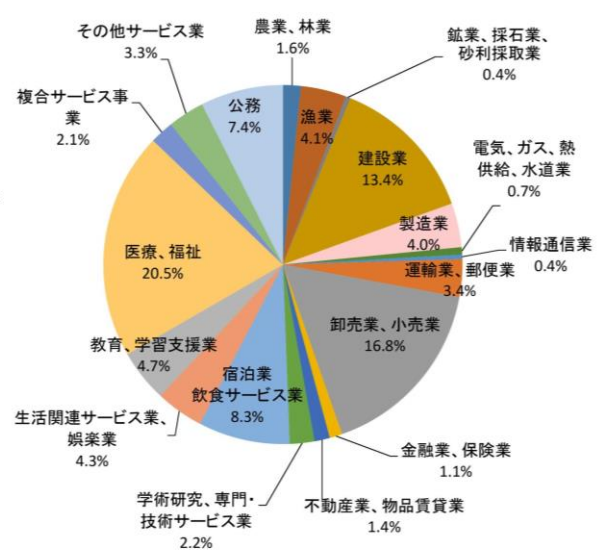


8) 業種別事業所数・従業者数の割合

◆業種別事業所数割合(1,073事業所)

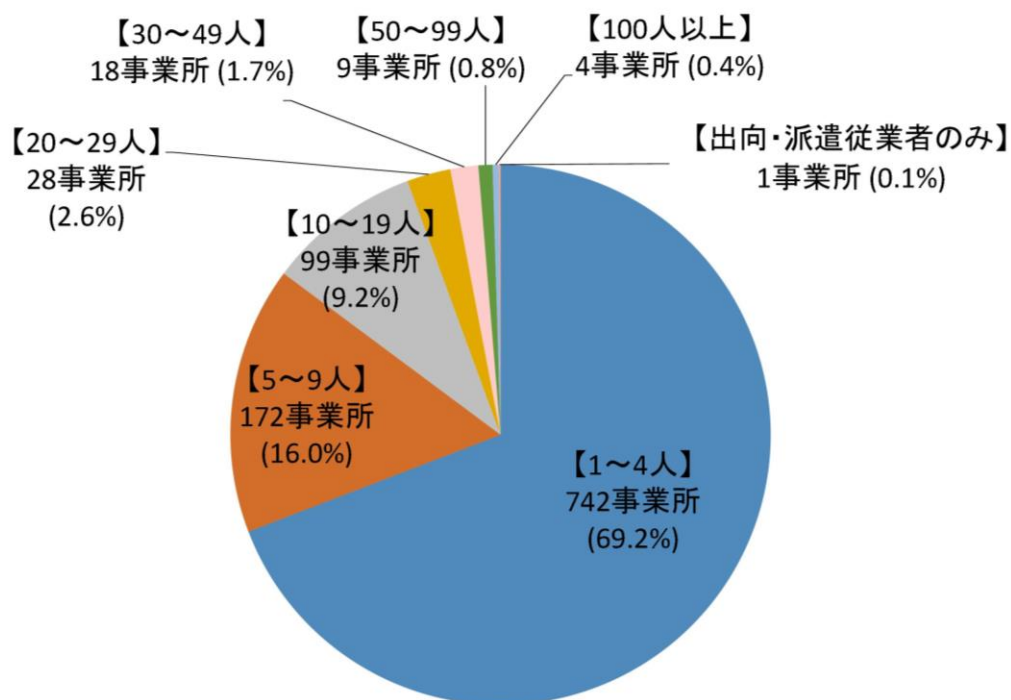


◆業種別従業者数割合(6,455人)



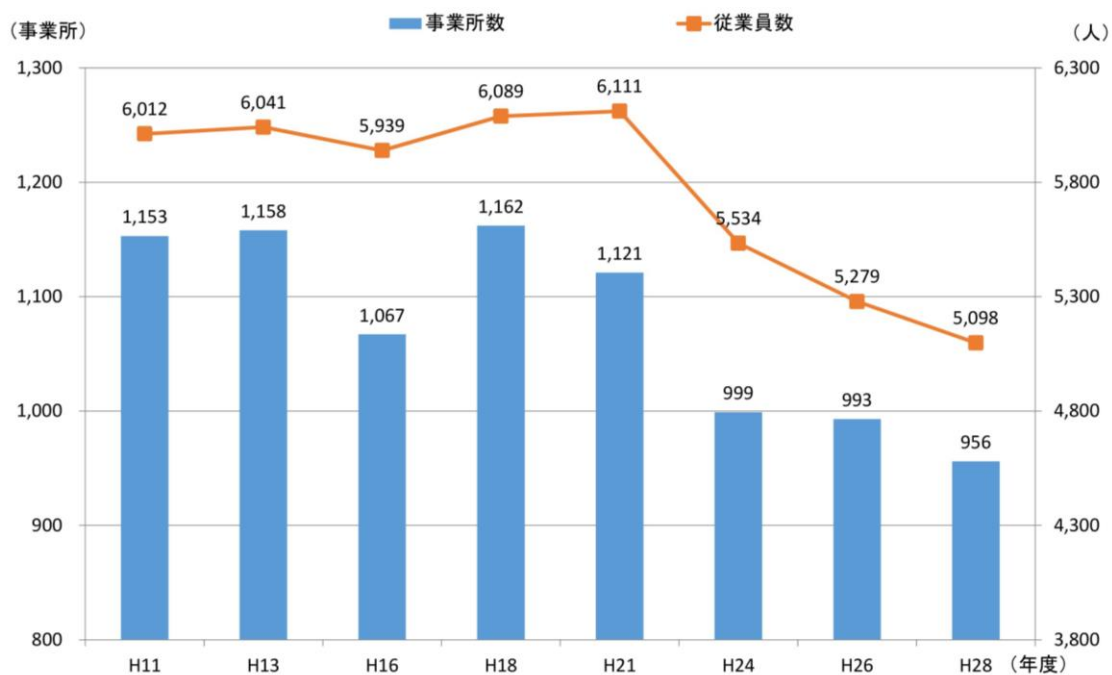
出典: 平成26年度経済センサス-基礎調査

9) 従業員規模別事業所数(1,073事業所)



出典:平成26年度経済センサス-基礎調査

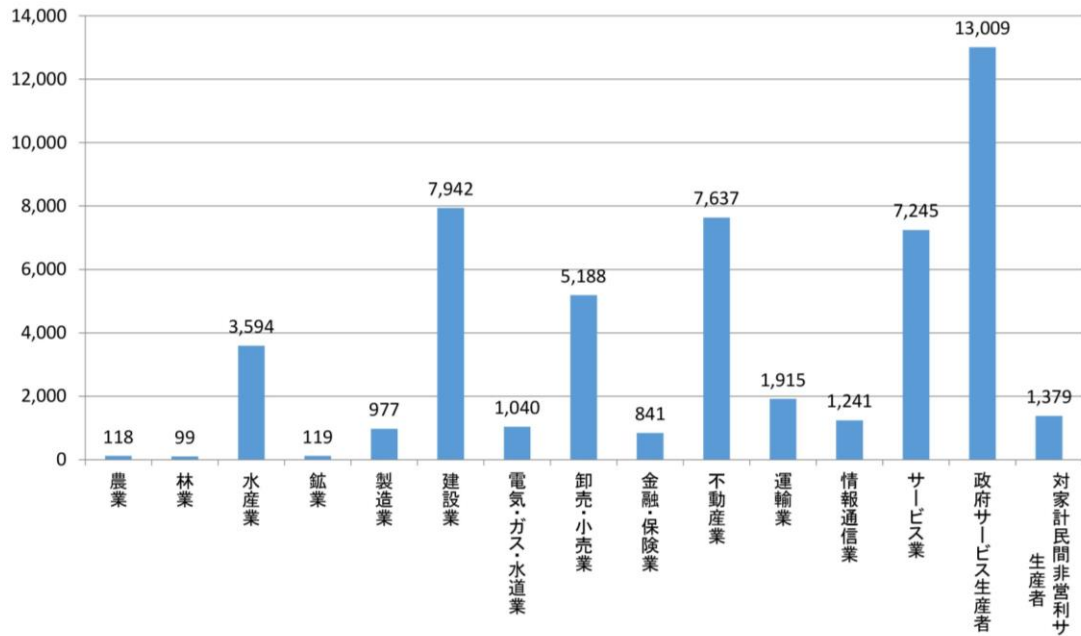
10) 民営事業所数・従業員数



出典:平成11～18年度事業所・企業統計調査
平成21～26年度経済センサス

11) 産業別総生産

(百万円)

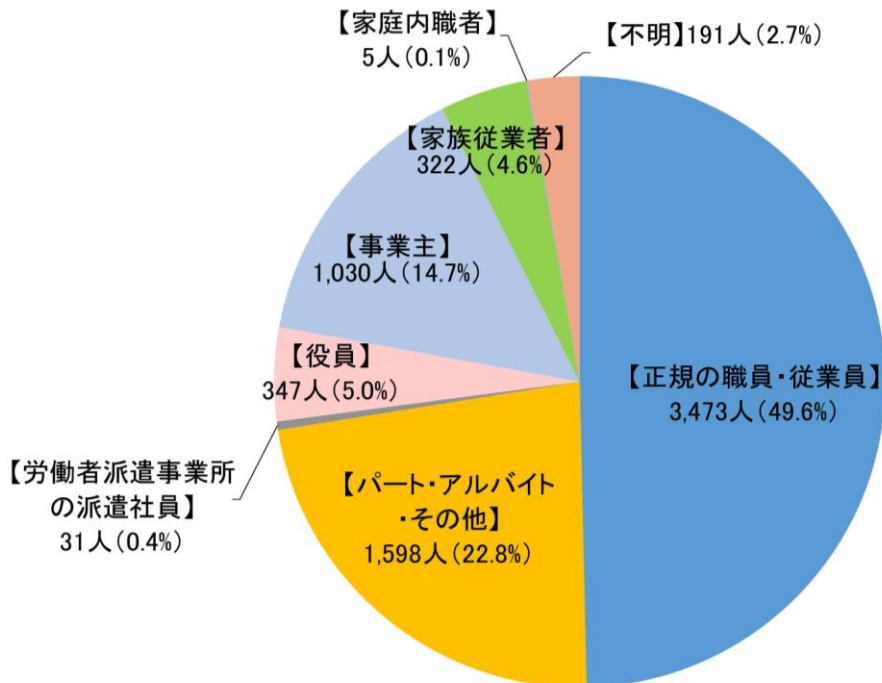


※「政府サービス生産者」...県や市町村等の行政機関、社会保障基金、県立学校等

※「対家計民間非営利サービス生産者」...私立学校、労働組合、政治団体、宗教団体、学術・文化団体等

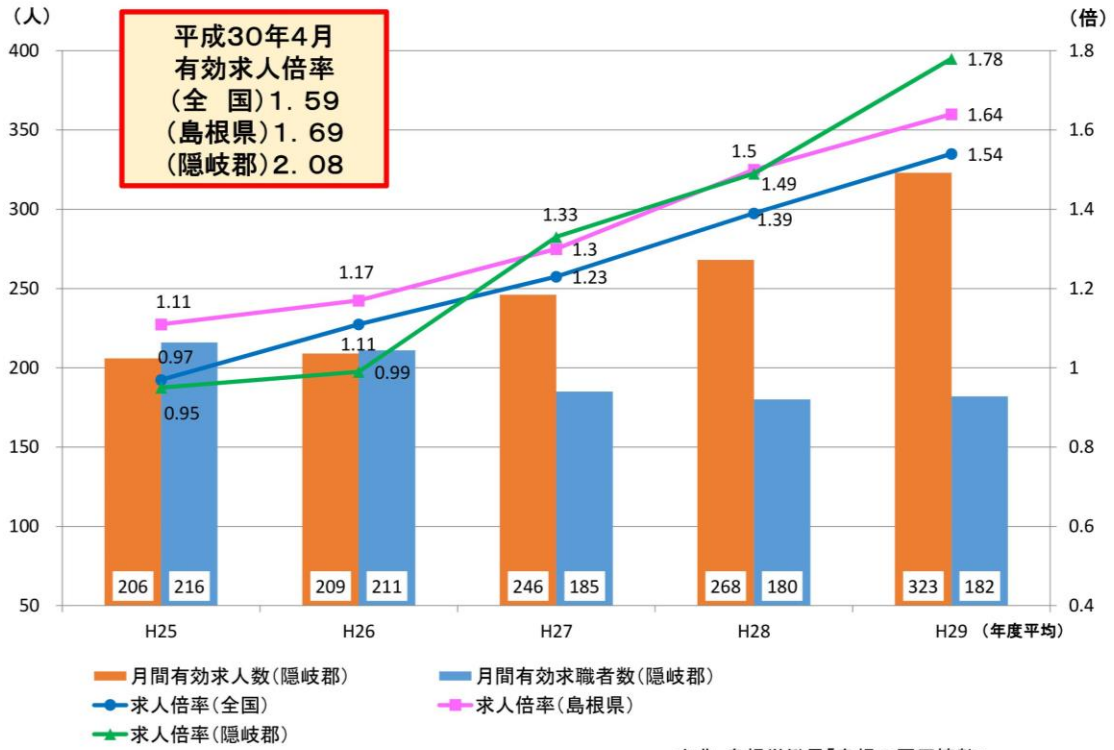
出典：島根県統計情報データベース「平成26年度島根県市町村経済計算」

12) 従業上の地位別就業者数・割合(6,997人)



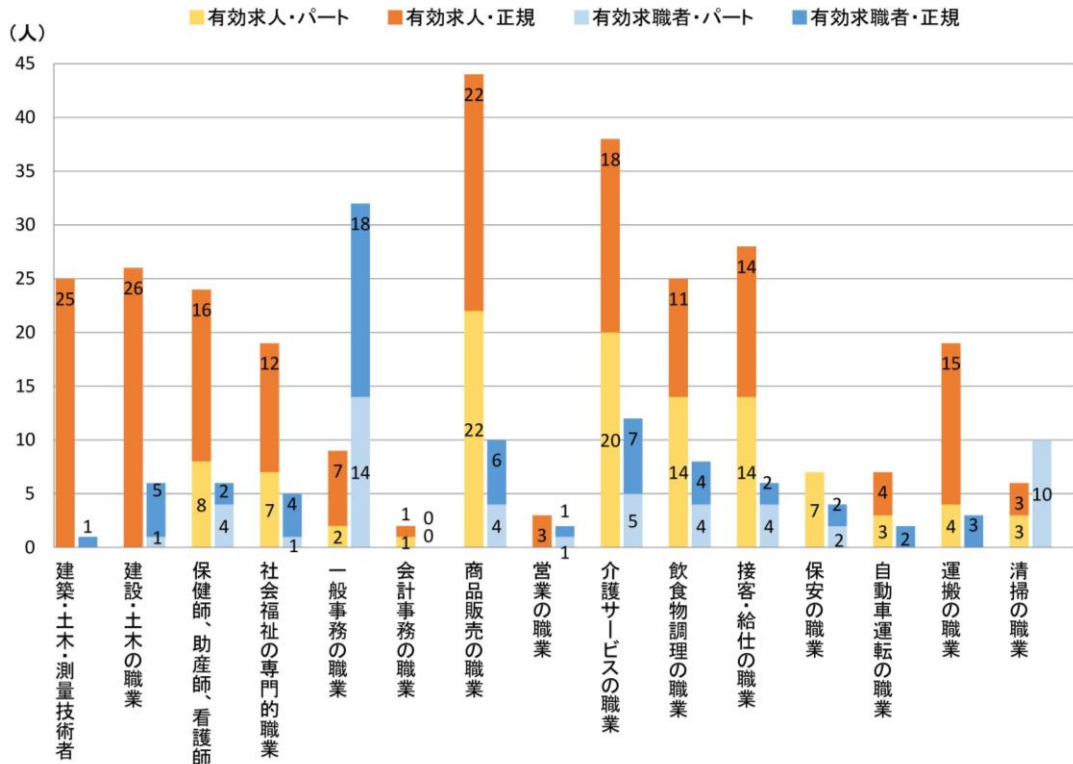
出典：平成27年国勢調査

13) 有効求人倍率



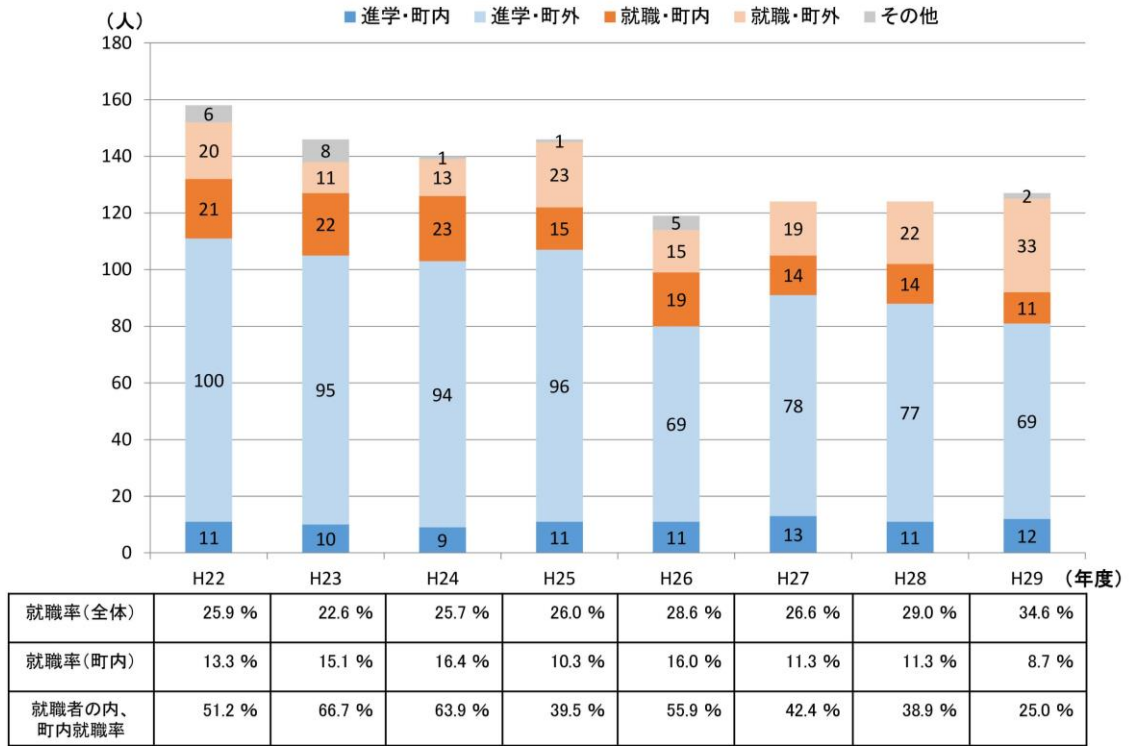
出典: 島根労働局「島根の雇用情勢」
ハローワーク隠岐の島「隠岐圏域の雇用情勢」

14) 職種別有効求人求職状況(隠岐郡)



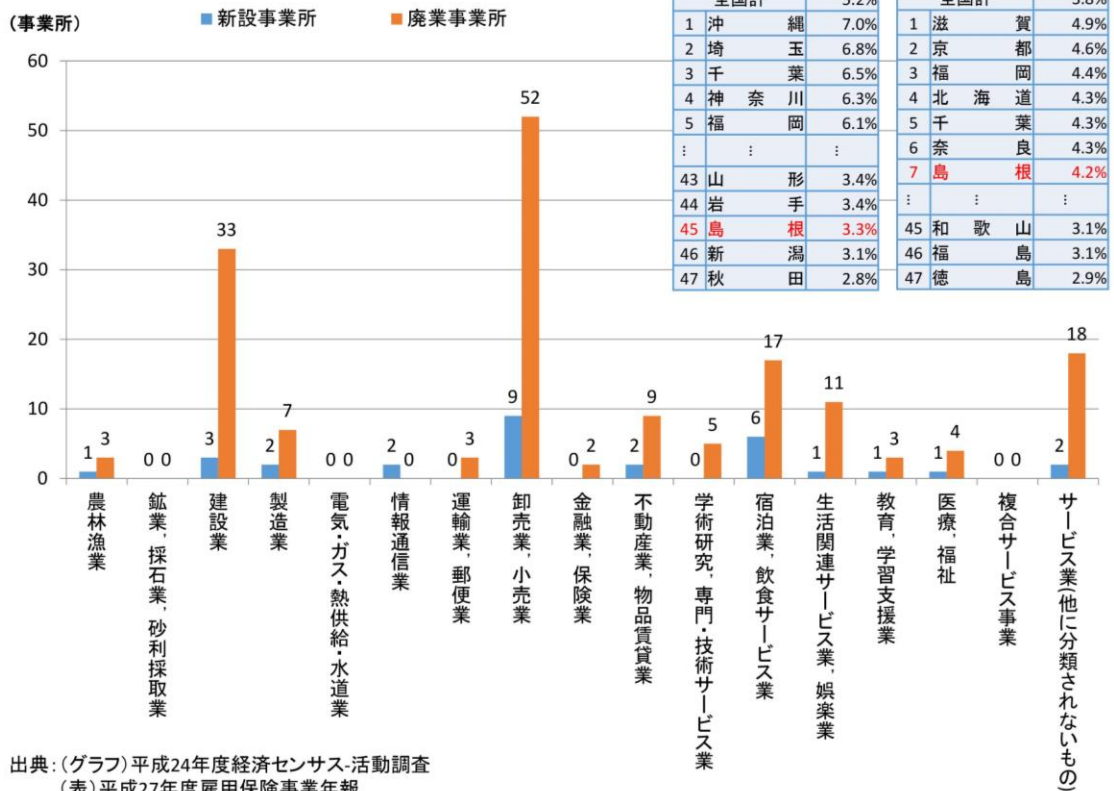
出典: ハローワーク隠岐の島「隠岐の雇用失業情勢(平成30年4月)」

15) 町内高校生の進路状況



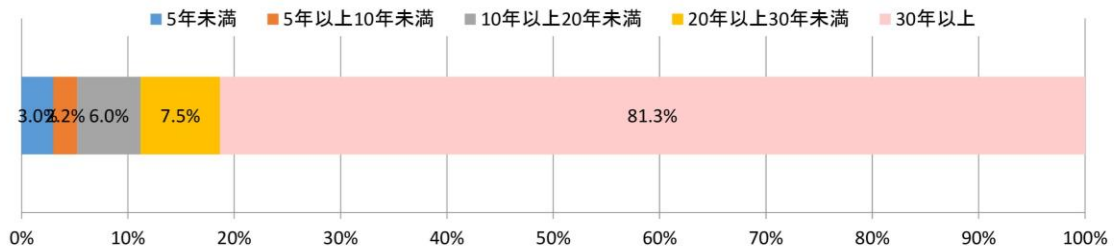
出典: 町内県立高校・特別支援学校 進路指導部より

16) 産業別新設・廃業事業所数

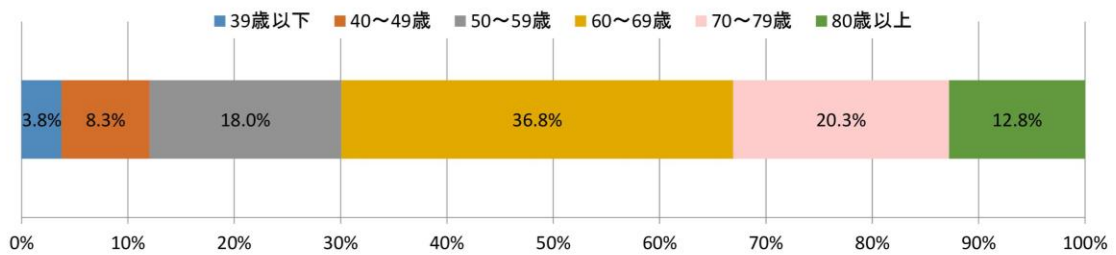


17) 事業承継

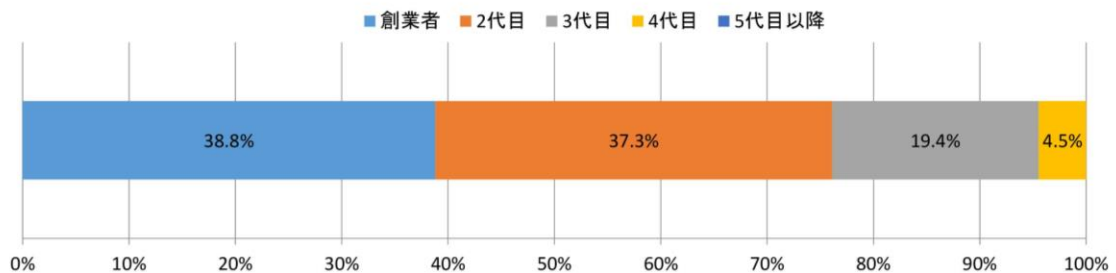
◆業歴(134人)



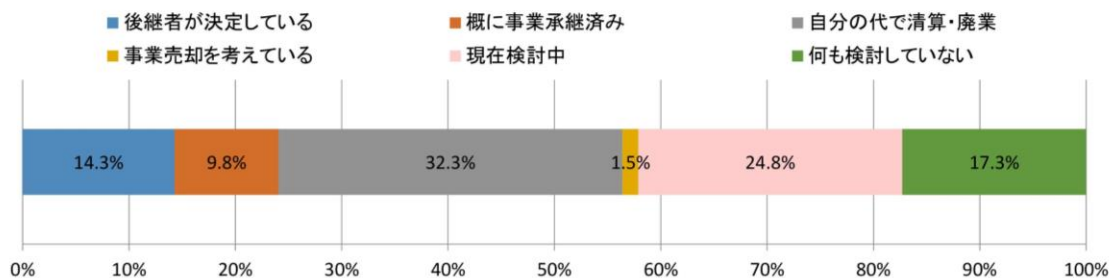
◆代表者の年齢(133人)



◆代表者の代(134人)



◆事業継続の意向(133人)



出典: 隠岐の島町商工会 独自調査(平成29年)



隠岐の島町中小企業・小規模企業振興計画

発行：隠岐の島町

住所：〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2

電話：08512-2-2111（代表）
